（訴訟の準備又は追行の援助）

第三十四条　法第四十条第一項の内閣府令で定める資料は、次に掲げるものとする。

一　消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談に関する情報で消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十二条第四項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積されたもの

［二・三　略］

（記録の閲覧等）

第三十五条　当事者（重要消費者紛争解決手続が終了している場合にあっては、当該手続の当事者であった者）は、仲介委員又は仲裁委員（重要消費者紛争解決手続が終了している場合にあっては、委員長。以下この条において同じ。）の許可を得て、事件の記録を閲覧し、若しくは謄写し、又はその写し（その写しに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。第四項において同じ。）の送付を受けること（次項及び第三項において「閲覧等」という。）ができる。この場合において、仲介委員又は仲裁委員は、当事者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これを許可しなければならない。

2　前項の規定により事件の記録の閲覧等を請求する場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもってしなければならない。

一　閲覧等を請求する者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二　［略］

三　閲覧等の請求の理由

四　閲覧等の請求の年月日

3　事件の記録の閲覧等をする者は、閲覧等の場所、時間その他閲覧等に関する事項につき、仲介委員又は仲裁委員の指示に従わなければならない。

4　仲介委員又は仲裁委員は、第一項の規定による謄写又は写しの送付の許可をする場合においては、謄写し、又は写しの送付を受けた事件の記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。

改正後	改正前
（訴訟の準備又は追行の援助） **第三十四条**　法第四十条第一項の内閣府令で定める資料は、次に掲げるものとする。 一　消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談に関する情報で全国消費生活情報ネットワーク・システム（消費者の被害に迅速に対処するため、センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、センターが管理運営するものをいう。）に蓄積されたもの ［二・三　同上］ （記録の閲覧又は謄写） **第三十五条**　当事者（重要消費者紛争解決手続が終了している場合にあっては、当該手続の当事者であった者）は、仲介委員又は仲裁委員（重要消費者紛争解決手続が終了している場合にあっては、委員長。以下この条において同じ。）の許可を得て、事件の記録を閲覧又は謄写することができる。この場合において、仲介委員又は仲裁委員は、当事者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、事件の記録の閲覧又は謄写を許可しなければならない。 2　前項の規定により記録の閲覧又は謄写を請求する場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもってしなければならない。 一　閲覧又は謄写を請求する者の氏名又は名称及び住所又は所在地 二　［同上］ 三　閲覧又は謄写の請求の理由 四　閲覧又は謄写の請求の年月日 3　記録を閲覧又は謄写する者は、閲覧又は謄写の場所、時間その他閲覧又は謄写に関する事項につき、仲介委員又は仲裁委員の指示に従わなければならない。 4　仲介委員又は仲裁委員は、第一項の規定による謄写の許可をする場合においては、謄写した事件の記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。	（訴訟の準備又は追行の援助） **第三十四条**　法第四十条第一項の内閣府令で定める資料は、次に掲げるものとする。 一　消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談に関する情報で消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十二条第四項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積されたもの ［二・三　略］ （記録の閲覧等） **第三十五条**　当事者（重要消費者紛争解決手続が終了している場合にあっては、当該手続の当事者であった者）は、仲介委員又は仲裁委員（重要消費者紛争解決手続が終了している場合にあっては、委員長。以下この条において同じ。）の許可を得て、事件の記録を閲覧し、若しくは謄写し、又はその写し（その写しに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。第四項において同じ。）の送付を受けること（次項及び第三項において「閲覧等」という。）ができる。この場合において、仲介委員又は仲裁委員は、当事者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これを許可しなければならない。 2　前項の規定により事件の記録の閲覧等を請求する場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもってしなければならない。 一　閲覧等を請求する者の氏名又は名称及び住所又は所在地 二　［略］ 三　閲覧等の請求の理由 四　閲覧等の請求の年月日 3　事件の記録の閲覧等をする者は、閲覧等の場所、時間その他閲覧等に関する事項につき、仲介委員又は仲裁委員の指示に従わなければならない。 4　仲介委員又は仲裁委員は、第一項の規定による謄写又は写しの送付の許可をする場合においては、謄写し、又は写しの送付を受けた事件の記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和五年十月一日から施行する。

○内閣府令第七十一号

内閣府令第七十一号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三十四条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第三十条並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定に基づき、並びに母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）を実施するため、児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十条　法第二十条第一項の規定による療育の給付を受けようとするときは、親権を行う者又は未成年後見人が、その監護すべき児童に代わつて、当該児童の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他必要な事項を記載した申請書をその居住地の都道府県知事に提出して、申請しなければならない。 ［②　略］	**第十条**　法第二十条第一項の規定による療育の給付を受けようとするときは、親権を行う者又は未成年後見人が、その監護すべき児童に代わつて、その居住地の都道府県知事に申請しなければならない。 ［②　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部改正）

第二条　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続） **第六条の六**　法第三十一条第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）	（母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続） **第六条の六**　法第三十一条第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）